

る相談をいつでも無料で行っていきます。
電話予約のうえ、お越しください。

場所 立川公証役場

問 立川公証役場 (エルフレア立川2階)

☎ 042(524)1279

全国一斉! 法務局休日相談所

土地・建物の相続や贈与などの登記、土地の境界、戸籍や国籍、人権などの相談を無料でお受けします。また、遺言と相続をテーマに講演も行います。

日時 相談▼10月4日(日)午前10時～午後4時(受付は3時まで) 講演▼同日午前10時30分～11時30分

場所 立川地方合同庁舎(立川市緑町4-2) 申込 電話予約

問 東京法務局民事行政調査官室

☎ 03(5213)1319

オータムジャンボ宝くじ 9月発売

収益金は、区市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

発売期間 9月28日(月)～10月16日(金)

抽せん日 10月23日(金)

賞金 1等3億円/前後賞各1億円/2等1千万円ほか

問 公益財団法人東京都区市町村振興協会

☎ 03(5210)9945

子育て・教育

子育て支援情報!!

子育てグループ活動では、スタッフが保育をお手伝いします。初めての方も気軽にご参加ください。

問 子ども家庭支援センター(内線) 297

事業名	日時	場所	内容など
よちよちママさん事業(体操)	9/7(月) 9:45～11:30	保健センター	対象 概ね3カ月～1歳未満 講師 体操指導講師 貴井庸子さん 定員 20組 持物 タオル・飲み物 申込 不要
すくすく親子事業(体操)	9/10(木) 9:45～11:30		対象 概ね1歳～未就学児 講師 体操指導講師 敕使河原麻美さん 定員 20組 持物 タオル・飲み物 申込 不要
子育てサロン(交通安全)	9/11(金) 9:45～11:30		対象 概ね3カ月～未就学児 講師 五日市警察署 定員 20組 持物 特になし 申込 不要

宝光保育園から

ちびっこ音楽遊び

日時 9月5日(土)午前10時～45分間

対象 3・4歳児とその保護者

定員 親子10組 費用 無料

ゆっくり話そう



子育ての悩みや関心ごとについてゆっくり話しませんか。

日時 9月4・11日・10月2・9・16日(全6回)午前9時45分～11時45分

対象 就学前のお子さんをお持ちの母親

定員 12人 費用 無料

保育 お子さんの一時保育1回500円

第38期インファント(乳幼児)マツサージ教室

日時 9月2・9・15・30日(全4回)

午後1時30分～2時30分

対象 満10カ月未満の乳児の親子

定員 親子10組 費用 全4回で1千円(次世代育成クーポン使えます)

保育士資格取得支援講座 第6期生募集

子育ての経験を仕事に活かしたい方を応援する講座です。

期間 9月～28年4月までの金曜日(全30回程度)

時間 午後1時10分～2時40分

定員 5人

費用 テキスト代など自己負担あり

保育 お子さんの一時保育1回500円

問 宝光保育園 ☎(597)0876

学校給食用食材の放射性物質測定結果

7月に行った検査結果は、次のとおりです。

検査回数 5回 検査食材 22品目

検査結果 放射性物質(セシウム134・137)を測定した結果、全ての食材が日の出町で使用する基準値以下でした。

基準値は50ベクレル以下と定めています。

問 学校給食センター ☎(597)3414

安全安心

安全・安心まちづくりの標語募集!



町では、地域の皆さんがあいさつをし、地域住民同士のつながりが深まることで、犯罪・事故などを未然に防ぎ、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進しています。

そこで、あいさつから安全・安心まちづくりを推進する標語を募集します。

期間 9月1日(火)～30日(水)

対象 町内在住の方(作品は未発表作品に限りません)

申込 専用の申込用紙に記入し、応募期間内に役場2階の生活安全安心課に提出してください。申込用紙は、町のホームページからダウンロードするか、生活安全安心課で配布しています。

選考 10月に「日の出町」には安全・安心まちづくり協議会委員の代表者が決定します。決定した標語は、町のホームページで公表します。また、役場の庁舎に掛ける懸垂幕にし、町民に周知します。

※応募作品はお返しできません。

※作品の著作権は、町に帰属するものとします。

問 生活安全安心課 地域安全安心係(内線) 331

日の出町安全・安心情報

これから、自転車に乗るのに気持ちの良い季節になりますね。毎日の通勤や通学のほかにも、行楽などのお出かけの際に自転車を利用する方もいると思います。ここで、自転車の正しい乗り方について再確認してください。自転車は気軽に便利な乗り物ですが、自動車と同じ「車両」です。交通ルールを守り、安全運転をお願いします。

【自転車安全利用五則】

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車が歩道を通行することができる場合

●歩道に「自転車通行可」の標識がある場合

「自転車通行可」の標識↓

●運転者が 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方 の場合

●道路工事など車道や交通の状況からやむを得ない場合



② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

①～③をまとめると…

<歩道のない道路>



<「自転車通行可」の標識のある歩道のある道路>



※歩道を走るときは歩行者に注意して徐行して通行しましょう!!

④ 安全ルールを守る

- 信号を守りましょう
- 一時停止をしましょう
- 夜間はライトをつけましょう

《禁止行為》



イヤホンを使用



携帯電話使用



二人乗り



傘差し運転

⑤ 子どもはヘルメットを着用

問 生活安全安心課 地域安全安心係 内線 331